

平成25年(東)第175号、同第1490号

申立人 [REDACTED] 外、[REDACTED] 外

被申立人 東京電力株式会社

和解案提示理由書

本和解案提示理由書は、申立人らが請求している損害項目の一部についてのみ、理由を示すものである。

第1 精神的損害（中間指針第二次追補）及び財物損害

1 (1) 中間指針第二次追補第2の1 (1) (指針) III) ②の精神的損害として、平成29年3月までの期間について、一人月額10万円（目安額）の賠償を認める。

(2) 財物損害に関する価値減少率は、全損と評価する。

(3) 飯館村蕨平地区に居住していた申立人らのうち、移住を選択している者については、不動産の財物損害について、移住先での住居の取得が必要であることを考慮して賠償額を提示する。

2 飯館村蕨平地区（以下「蕨平」という。）の避難指示解除見込時期は、居住制限区域として最長の平成28年3月10日とされた。しかしながら、蕨平には高線量地区が混在し、飯館村による放射線量測定結果によれば、区内の宅地からは、帰還困難区域に指定された飯館村長泥地区（以下「長泥」という。）の宅地よりも高い放射線量が検出されている。このように、蕨平では高い放射線量が検出されているにもかかわらず、現時点で除染は着手すらされておらず、地区の総面積の9割以上を占める山林も含めた蕨平全域について除染が終了する見通しは全く立っていない。また、田畠は新たな開墾が必要なほどに荒廃していることから当面作付けもできず、飼育していた牛は全て手放されており、飲料用及び農業用の水源 [REDACTED] からも放射性セシウムが検出されている。申立人らが利用していた村内の医療機関、各商店及び小中学校も、再

開の見通しが立っていない。これらの事実からすれば、仮に平成28年3月10日に蕨平の避難指示が解除されたとしても1年以上、申立人らが蕨平に帰還して社会生活を営むことは困難であるといわざるを得ない。

- 3 蕨平に居住していた申立人らは蕨平から移住する意思を示しているところ、上記2の事実に加え、蕨平について風評被害が相当長期間続くことが容易に想像できることからすれば、申立人らの大半が営む農業等の第一次産業の再開及び継続は困難であり、第一次産業に従事する住民が戻らなければ、事故前と同様の社会生活は成り立たず、商業等も成り立たない。したがって、仮に平成28年3月10日に蕨平の避難指示が解除されたとしても1年以上、申立人らの生計が成り立つ見込みがないことは明らかである。
- 4 以上の事実からすれば、申立人らは少なくとも、平成29年3月までに蕨平に帰還することは困難と判断せざるをえない。したがって、少なくとも避難を継続せざるをえない同年同月まで、一人月額10万円（目安額）の精神的損害の賠償を認めるべきであり、原発事故から6年以上使用できないことは明らかであることから、財物損害に関する価値減少率は全損と評価すべきである。また、申立人らが蕨平に帰還しても原発事故前の職業によって生計を立てることは困難であることから、移住の選択も合理的な判断といえる。

よって、上記1のとおり和解案を提示する。

第2 精神的損害（中間指針第3の6）の増額

- 1 本件事故発生後、蕨平に留まり続けた申立人については、中間指針第3の6（指針）I）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料の増額として、次の金額の賠償を認める。

・妊婦又は子供	1人 100万円
・それ以外の者	1人 50万円

- 2 本件事故発生後、政府の避難指示がないまま、蕨平に留まり続けた申立人は、放射線被曝への恐怖や不安を抱き、また、今後も抱き続けるであろうと認められ、その精神的苦痛は中間指針第3の6（指針）I）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料の目安額では評価し尽くされていないというべきである。そ

うすると、申立人らについては、中間指針第3の6（指針）I）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料を増額すべきであり、その金額は子供・妊婦以外の者で50万円が相当である。また、子供又は妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されており、その他の者に比してより大きな放射線量による放射線被曝への恐怖や不安を抱き、今後も抱き続けるであろうと認められるから、子供又は妊婦については100万円が相当である。

3 わが国では、過去の原爆被害等の国民的経験により、放射線による影響に対して敏感に反応する人が多く、放射線による健康被害のおそれが僅かでも懸念される場合であれば、現実に健康被害を生じるか否かにかかわらず、放射線被曝への不安や恐怖を生じ得ることは一般に認められる。まして、蕨平に結果的に留まることとなった申立人らは、旧警戒区域と同程度の放射線量であった同地区において、放射線に対する特別な防護措置も講じずに本件事故前とほぼ同じ生活をしていたのであるから、放射線被曝への現在及び将来にわたる恐怖や不安を感じるのは無理からぬことである。この恐怖や不安は、蕨平と同程度ないしより低い放射線量の地域の住民が本件事故から数日以内に低線量地域へ避難することができたことと対比すれば、他の避難等対象者一般と比べて量的にも質的にも異なるというべきである。

これらのことから、結果として蕨平に留まり続けた申立人らについては、中間指針第3の6（指針）I）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料の増額を認めるべきである。

よって、上記1のとおり和解案を提示する。

平成26年3月20日

原子力損害賠償紛争解決センター

仲介委員長	安藤武久
仲介委員	丸山裕司
仲介委員	蓑毛誠子